

基本的な考え

高齢者、障害者等が通常時に施設を円滑に利用できるよう整備するだけでなく、非常時における情報伝達のあり方にも配慮する必要があります。

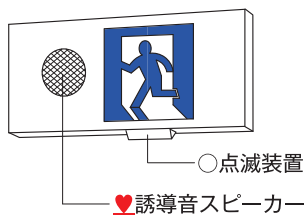
特に、警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要があります。

| 指定施設整備基準 | 建築物移動等円滑化基準 | 図 |
|---|-------------|------|
| (1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。 | — | 18-1 |
| (2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。 | — | 18-1 |

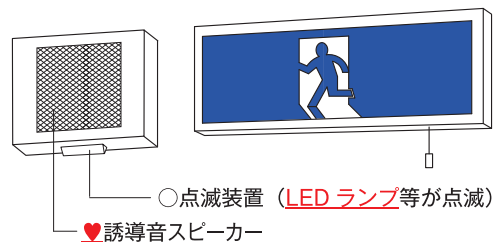
(参考：関連条文) 規則別表第5 (18の項)

図18-1 音響装置による警報設備および点滅型誘導灯

<誘導音付点滅型誘導灯の例>



<既存誘導灯に追加取付した例>



音響装置による警報設備

整備基準 18-(1)

- 自動又は手動により、施設全体に火災を音により知らせる警報設備を設ける。
- ♥ 館内に一斉放送できる設備を設けることが望ましい。

点滅型誘導灯

整備基準 18-(2)

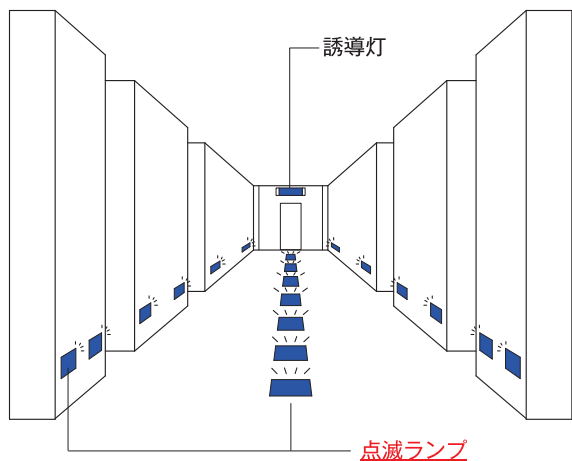
- ♥ 点滅型誘導灯には、出入口の位置等を音声により誘導する設備を設けることが望ましい。

図18-2 非常用文字表示装置

非常時に文字情報により避難誘導する装置

- ♥ 非常時には、聴覚障害者への情報伝達を配慮し、事態の状況を文字により知らせる装置(デジタルサイネージ等)を設けることが望ましい。

図18-3 光点滅走行式避難誘導システム



光点滅走行式避難誘導システム

- ♥ 火災信号を受けると、床や壁に埋設された緑色のランプが、避難する方向に向かって点滅走行し、避難の方向を示す装置を設けることが望ましい。 設置にあたっては、消防上の誘導基準との整合性も必要とするため、設置の方法については消防局と協議を行ってください。

災害時への配慮

わかりやすい動線計画・空間計画

建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分に考慮し計画に組み込んでおく必要があります。一番の基本は、高齢者、障害者を含む全ての人にアクセス経路と避難経路がわかりやすいことです。規模が大きく複雑な機能を持つ建築物の場合には、特にわかりやすい動線計画・空間計画となるよう注意しましょう。

情報提供

非常事態(火災、地震、津波等)となったときの情報伝達についても重要です。様々な障害者に対してわかるように、音、光、その他の人的な支援等の様々な方法により、危険が生じていることを伝達します。

なお聴覚障害者は、非常ベル等の音で危険を察知できないことがあります。音以外の情報伝達手段が課題です。

聴覚障害者に非常事態の発生を伝える方法として、光警報装置があります。光警報装置は天井や壁などに設置され、火災の発生を検知すると光が点滅して視覚への効果を訴えるものです。

また、緊急時にもコミュニケーション手段となる筆談ボード等を準備することも有効です。

避難情報や避難経路の案内表示は、わかりやすい内容で見やすい位置に設けます。車いす使用者でも見やすいように高さに配慮します。大きめの文字を用いる、やさしい日本語にする、漢字以外にひらがな、外国語等を併記する、図記号等を併記する等、全ての人にわかりやすいことが求められます。

※「光警報装置の設置に係るガイドライン」

(総務省消防庁：2016年9月通知)

光警報装置の設置場所や設置の仕方について解説しています。

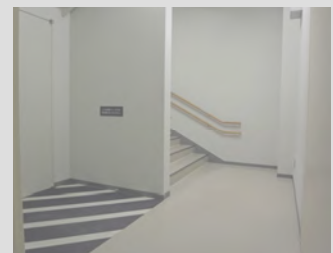
<主な内容>

- 大規模な空港や駅など、避難誘導できる人が聴覚障害者の近くにいない場所への設置が望ましい。利用者の多い商業施設などにも必要に応じて設置。
- 天井の高い場所では、床から10メートル以内の位置への設置が望ましい。
- 光の色は色弱の人でも見逃しにくい白色光が望ましい。

ハード整備の対応

火災時の避難にあたっては、まず火元と隔てられたところに移動できることが重要です。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になります。設計に際しては、車いす使用者等が防火戸・防煙壁を支障なく移動できるか確認しておく必要があります。

また、避難に時間を要し、避難介助を必要とすることが想定されるため、車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるよう、とりあえず安全を確保できる空間(一時待避スペース)として、非常用エレベーターのロビー、避難階段、避難バルコニーなどを他の部分と隔てた防火区画としておくことが有効です。



一時待避スペースの例

このように、高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるよう建築物の物理的対応を行っておく必要があります。また、人的な対応も重要であり、平常時から非常事態の対応について検討しておくことが大切です。

※「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」

(総務省消防庁：2018年3月)

多数の外国人来訪者等の利用が想定される駅・空港や、競技場、旅館・ホテル等で、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達及び避難誘導について、外国人来訪者や障害者等に配慮した効果的な自衛消防体制を整備するため、当該施設において取り組むことが望ましい事項が以下のように示されている。

1. デジタルサイネージやスマートフォンアプリ、フリップボード等の活用などによる災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化
2. 障害など施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導(避難の際のサポート等)
3. 外国人来訪者や障害者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施